



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
秋田労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和3年10月29日

【照会先】

秋田労働局 労働基準部 監督課
課長 金谷 繁夫
主任監察監督官 北林 浩之
(電話) 018-862-6682

長時間労働が疑われる事業場に対する 令和2年度の監督指導結果を公表します

秋田労働局（局長 川口 秀人）では、このたび、令和2年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指導結果を取りまとめましたので、公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった310事業場のうち、115事業場（37.1%）で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、31事業場（違法な時間外労働があったもののうち27.0%）でした。

秋田労働局では今後も、長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行ってまいります。

【重点監督結果のポイント】

- (1) 監督指導の実施事業場： **310 事業場**
- (2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
- ① 違法な時間外労働があったもの： **115 事業場 (37.1%)**
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が
月80時間を超えるもの： 31 事業場 (27.0%)
うち、月100時間を超えるもの： 22 事業場 (19.1%)
うち、月150時間を超えるもの： 2 事業場 (1.7%)
うち、月200時間を超えるもの： 1 事業場 (0.9%)
- ② 賃金不払残業があったもの： **4 事業場 (1.3%)**
- ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： **62 事業場 (20.0%)**
- (3) 主な健康障害防止に係る指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
- ① 過重労働による健康障害防止措置が
不十分なため改善を指導したもの： **125 事業場 (40.3%)**
- ② 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの： **55 事業場 (17.7%)**

(※) 施行に当たっては、経過措置が設けられており、時間外労働の上限規制に関する規定の中小企業等への適用は、原則として、令和2年4月1日から施行されています。